

お客さま各位

株式会社イーネットワークシステムズ

**令和 8 年 8 月 27 日からの大雨により被災されたお客さまに対する
電気料金等の特別措置について**

このたびの令和 8 年 8 月 27 日からの大雨により被災されたお客さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの大雨の影響で災害救助法が適用された地域にお住まいの被災されたお客さまからお申し出を受けた場合に、下記の特別措置を適用いたします。

1. 対象地域

災害救助法 適用日	供給区域	災害救助法適用地域	
8 月 27 日	北陸電力	富山県	高岡市、氷見市、小矢部市、射水市
		石川県	羽咋市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、 鹿島郡中能登町
8 月 29 日		福井県	福井市、大野市、勝山市、あわら市、 坂井市、吉田郡永平寺町

(注) 上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合も、特別措置の対象といたします。

なお、災害救助法の適用地域については、内閣府による「災害救助法の適用都道府県」に準じて更新されます。最新情報については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参照ください。

「内閣府発表_災害救助法の適用状況」https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2. 主な特別措置内容

- (1) 電気料金の支払期日の延長
- (2) 不使用月の電気料金の免除
- (3) 工事費負担金の免除
- (4) 臨時工事費の免除
- (5) 基本料金の免除
- (6) 諸工料の免除

以下の各社が経済産業大臣に申請し認可された内容と同様といたします。

電力会社のホームページ等をご確認ください。

[北陸電力株式会社 ホームページ](#)

3. 特別措置の申込み方法

この特別措置の適用を希望されるお客さまは、当社コールセンターまでお問合せください。

なお、特別措置適用のお申し出を受けた場合、必要に応じて、「り災証明書」のご提出が必要となります。